東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所交渉 (全農林労働組合福島分会)

議 事 要 旨(案)

1 開催日時:令和7年1月28日(火) 18:00~18:15 (15分)

2 場 所:東北農政局阿武隈土地改良調查管理事務所 会議室

3 出席者:

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 井上 裕 所 長

同 岩石 利行 庶務課長

全農林労働組合福島分会 櫻井 秀司 執行委員長

同 田中 伸幸 副執行委員長

同 小沼 恵子 書記長

4 議 題:労働諸条件の改善について ほか

(全農林労働組合福島分会提出 別紙「要求書」のとおり)

5 議事概要

(庶務課長)

それでは、本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく 予備交渉の段階で取り決めた事項を報告します。

全農林労働組合福島分会から提出された要求事項が「農林水産省における新たな労使関係の構築に関する基本方針」のⅡの1の(3)に定められた要件を満たし、交渉の対象とする事項は、要求書の記のⅠの1のうち「職場における厳格な勤務時間管理を実施し、」を除く部分、Ⅰの2のうち「超過勤務の上限規制を完全に遵守するとともに、」及び「また、超過勤務手当について全額支給すること。」を除く部分、Ⅰの3、Ⅰの4、Ⅰの5のうち「及び相談員制度の機能化」を除く部分、Ⅰの6、Ⅰの7、Ⅰの8のうち「職員に対し、障害者に対する理解を促進するための研修等を実施し、」を除く部分、Ⅰの9、Ⅱ及びⅢとし、その他の事項については、管理運営事項等に該当することから、要望事項として接受することで整理しました。

これを前提として、交渉を始めます。

(執行委員長)

お忙しいところお時間を割いていただき誠にありがとうございます。

本日、要求書について、書記長から説明をさせていただきまして、そのあと所 長から回答をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(書記長)

それでは、要求書を読み上げさせていただきます。

(要求書全文の読み上げ)

以上です。

(執行委員長)

今回、以上が我々の要求ということになります。所長から回答をお願いします。

(所長)

それでは、要求書について回答いたします。

まず、 I の 1 から 3 について回答します。

超過勤務縮減については、職員の健康管理、仕事と家庭の両立のためにも、長時間にわたる超過勤務を防止することは重要であると認識しております。

また、限られた人員で必要な業務を行う必要性から、超過勤務は避けて通ることのできない課題であると認識しております。

職場の管理職に対しては、職員とのコミュニケーションを十分に行い、各職員の業務をしっかり把握し、業務の効率化、業務分担の見直し等を行い、必要な超過勤務については事前命令、事後確認を徹底した上で、超過勤務の縮減、業務の平準化を図るよう指示しております。

あわせて、当事務所では水、金曜日のほか独自に給与支給日も定時退庁日としておりますが、定時退庁日には、所長自ら所内職員に対し声がけを行い、定時に退庁しやすい職場環境づくりに努めています。

超過勤務上限の月45時間及び年360時間を超えないように、超過勤務の縮減のため、今後も必要な措置を講じてまいります。

次に、Iの4の勤務間インターバルの確保についてです。

11時間の勤務間インターバルの確保については、昨年4月から努力義務とされたところです。勤務間インターバルの確保に努めてまいります。

次に、Iの5のハラスメントの防止についてです。

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメントは、職員の権利や人権を侵害し、心身の健康に深刻な影響を与えるもの、そして職場組織全体の士気や能率の低下など、職場環境に大きな影響を与える問題と認識しております。

このような問題を発生させないよう、ハラスメント防止に関するポスター等の 掲示のほか、研修資料の配布、チェックシートを実施するなど、ハラスメントに 関する職員の認識を深め、その防止に努めているところです。

今後も、ハラスメントの防止に取り組んでまいります。

次に、Iの6の年次休暇、夏季休暇の取得についてでございます。

職員の健康保持、心身のリフレッシュのためにも、休暇を計画的に取得することは重要であると認識しております。

ゴールデンウイーク、夏季休暇取得期間、年末年始の時期におきましては、年次休暇を組み合わせた長期休暇が取得できるよう、所内の休暇予定を事前に取りまとめ、各管理職が課内の業務調整を行うなど、長期休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めております。所長自ら1週間の長期休暇を取得するなど、長期休暇の取得しやすい環境整備に取り組んでいます。

次に、Iの7のワークライフバランスの確保や育児・介護のための休暇等の取得についてでございます。

これらの諸休暇の制度は、仕事と家庭の両立支援として有効な制度であると認識しております。

職員が育児や介護のための休暇等を取得しやすい環境となるよう、管理職と職員が日常的にコミュニケーションをとる職場環境の確立に努めております。

また、あわせて近年ではテレワークが活用できますので、育児についても幼稚

園の送迎とか、介護でデイサービスの送り迎えとか、遠方からの通勤のため送迎時間の確保が困難な場合、テレワークを積極的に活用するようにして、ワークライフバランスの確保ができるようすすめております。

次に、Iの8の障害者雇用についてでございます。

当事務所におきましても、令和2年2月から非常勤職員として1名採用しており、障害者への配慮をするとともに、障害の特性を理解し、環境を整備することは必要と認識しております。

日々の勤務状況や体調の変化に気を配り、より良い環境作りに努めてまいります。

次に、Iの9の管理職と職員とのコミュニケーションについてでございます。

日常的な指導、助言等、コミュニケーションを持つことは所内の意識の共有や 業務改善につながるほか、職場の実情の把握について、基礎的な手段として認識 しております。

今後も引き続き、管理職が率先して職員とのコミュニケーションを図り、業務が円滑に行えるような職場環境づくりに努めてまいります。所長室にも気軽に入ってもらえるよう、雰囲気づくりをしているところです。4月に私が着任してからは、所長室の敷居を低くするためには、所長が自ら職員に声がけしていくことが重要と考え、実践しています。

次に、Ⅱの福利厚生施策の充実についてでございます。

メンタルヘルスへの対策については、職員の健康管理において重要であると認識し、「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」及び「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用方針について」を基本として取り組んでいます。

内科医を健康管理医として委嘱し、毎月1回事務所に来ていただき、職員に声がけして、何か相談がある職員については、健康管理医と健康相談できる場を設けています。

また、管理職には、職員の超過勤務の状況、休暇の取得状況を把握し、精神面を含めた職員の健康状態に気配り、目配りをするよう指示するとともに、予防と

早期発見に努めております。

最後に、Ⅲの人事評価制度についてです。

評価結果が職員の昇任、給与等の処遇に活用されますので、その重要性について十分認識しております。

期首・期末面談を丁寧に行うよう心がけ、業務目標等への助言、指導を行い、 職員の人材育成に繋がるよう指導しているところです。

業務の打合せ等で職員と話す機会は多々ありますが、期首・期末面談は、職員個々の業務に対する取組について直接コミュニケーションを取る貴重な機会であると考えており、今後も丁寧な対応に努めてまいります。

以上が、要求事項に対する回答です。

(執行委員長)

ありがとうございました。

所長から回答がありましたが、いろいろと充実を図っていただいてると認識しましたので、今後も引き続き、組合員も含め職員の方々との対応をいただければと思っております。よろしくお願いします。

(庶務課長)

以上で本日の交渉を終了します。

24 全農林福島分会要求第1号 2 0 2 5 年 1 月 2 8 日

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 所長 井上 裕 殿

全農林労働組合福島分会 委員長 櫻井 秀司

要 求 書

農林水産省においては、改正食料・農業・農村基本法に基づく食料安全保障の強化や農林水産業の持続的な成長をはじめとする新たな農林水産施策が展開されるなか、職場は業務量の増加や連年に亘る定員削減により要員不足となっており、超過勤務が慢性化するなど極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の下、私たちは当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を 取りまとめました。下記事項は、私たち組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

- 1. 阿武隈土地改良調査管理事務所として、事前の超過勤務命令の徹底、職場における厳格な勤務時間管理を実施し、超過勤務を縮減すること。
- 2. 阿武隈土地改良調査管理事務所として、超過勤務の上限規制を完全に遵守するとともに、より実効性のある超過勤務縮減策を具体化し着実に実施すること。 また、超過勤務手当について全額支給すること。
- 3. 阿武隈土地改良調査管理事務所として、超過勤務の上限に関する措置によって、超過勤務の上限いっぱいまで超過勤務を命ずることができるとの誤った認識を持つことのないよう、現場管理者に徹底すること。
- 4. 阿武隈土地改良調査管理事務所として、11時間の勤務間インターバルの確保を図ること。

- 5. 阿武隈土地改良調査管理事務所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメントを職場から根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
- 6. 阿武隈土地改良調査管理事務所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得 できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。 また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。
- 7. 阿武隈土地改良調査管理事務所として、ワークライフバランスの確保や育児・介護のための休暇、出生サポート休暇等が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
- 8. 障害者雇用について、阿武隈土地改良調査管理事務所として、雇用される障害者に寄り添った職場環境の整備を行うこと。

また、職員に対し、障害者に対する理解を促進するための研修等を実施し、障害者・健常者が共に働きやすい職場環境を構築すること。

9. 阿武隈土地改良調査管理事務所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

Ⅱ 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、阿武隈土地改良調査管理事務所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

皿 人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、 被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以上